

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 12 回 総 会

令和 6 年 8 月 30 日 (金)

名護市農業委員会 第12回総会

開催日時 令和6年8月30日(金) 午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	欠	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	◎	9番	宮城 政喜	◎
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲		14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	欠	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第66号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について
 - 第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第68号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第71号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第72号 非農地証明願について
 - 第73号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について

(開会)

局長 時間になりましたので第 18 期第 12 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の総会は議案 8 件となっております。

議長 只今より令和 6 年度第 18 期第 12 回名護市農業委員会総会を始めます。本日の欠席者 2 番委員、10 番委員です。議事には支障ないので進めさせていただきます。本日の議事録署名人は議席番号 8 番委員及び議席番号 9 番委員の両委員にお願い致します。それでは本日の議事に移りたいと思います。

(議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について)

議長 議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書について。

整理番号 1 番 許田の 1 筆、地目畑、面積 492 m²。転用目的は資材置場。今回は持ち分の取得となっており、共有者の方がお一人います。農地法において、土地のすべてを効率よく利用することが許可の前提でもあります。今回は持ち分の取得なので、効率よく利用に値するのかを事前に県に確認を行いました。県の回答として、共有者の同意が得られれば問題はないとのことでした。ですので、今回共有者の方からの同意書を付けて頂いております。同意書の内容としては、もし申請人が落札した場合、全面積を資材置場として利用することに同意するという内容です。説明以上になります。

議長 只今説明のありました議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について何か質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について申請の通り可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 66 号は可と致します。

(議案第 67 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 67 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案第 67 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。今月 7 件の申請がございます。

整理番号 1 番 屋部の 2 筆、地目畑、合計面積 541 m²、新規就農による 3 条無償移転。従事日数は本人 150 日、父 240 日、母 40 日。予定作物はミカンとなっております。

整理番号 2 番 勝山の 4 筆、地目畑、合計面積 3,450 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数代表 250 日。従業員 3 名それぞれ 250 日。予定作物シークワサーとなっております。

整理番号 3 番 久志の 7 筆、地目畑、合計面積 2,407 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 150 日。予定作物パインとなっております。

整理番号 4 番 安部の 1 筆、地目畑、面積 23,296 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 200 日。予定作物キュウリ、ミカンとなっております。譲受人は広島県在住ですが、広島県にも農地があるため広島と沖縄を行き来しながら従事する予定です。農業補助者として 2 名雇用予定となっております。

整理番号 5 番 我部の 1 筆、地目畑、面積 7,797 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 160 日。予定作物サトウキビ、ドラゴンフルーツとなっております。

整理番号 6 番 済井出の 1 筆、地目畑、面積 634 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数本人 150 日、母 100 日。予定作物野菜となっております。

整理番号 7 番 大北の 1 筆、地目田、面積 137 m²。規模拡大による 3 条無償移転。従事日数本人、父、母それぞれ 250 日。予定作物サトウキビと

なっております。説明以上となります。

議長 只今説明のありました議案第 67 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第 67 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について申請の通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 67 号はすべて可と致します。

(議案第 68 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 68 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 68 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。今月 2 件の案件となっておりますが、整理番号 2 番につきましては 5 条申請も同時に申請されておりますので 5 条の説明で合わせて行います。

整理番号 1 番 久志の 1 筆、地目畑、面積 4,885 m²のうち 2,001 m²。転用目的、農産物販売所、パーラー、駐車場となっております。こちらの申請地は、6 月の総会で共同住宅申請があった農地の残りの部分の申請となります。平成 11 年に農産物販売所として許可が下りていましたが、当初の計画より面積が拡張したため今回の申請となっております。現在駐車場等で使用している状態ですが、当初の許可の面積を超えて使用していることから始末書を付けて頂いております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地は 4.2ha となっております。説明以上となります。

議長 以上、事務局から説明のありました議案第 68 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 68 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号 1 番を可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 68 号 整理番号 1 番を可と致します。議案第 69 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。説明をお願い致します。

(議案第 69 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 議案第 69 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。今月 1 件の案件がございます。

整理番号 1 番 仲尾次の 1 筆、地目畑、面積 45 m²。一般住宅進入路の申請となっております。申請地の隣に住宅を建設するという事で、進入路のための申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。説明以上となります。

議長 以上、事務局から説明のありました議案第 69 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 69 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 69 号を可と致します。議案第 70 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。説明をお願い致します。

(議案第 70 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 議案第 70 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。今月 6 件の申請がございます。

整理番号 1 番 田井等の 1 筆、地目田、面積 384 m²。所有権移転による業務用車両置場の申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 2 番 振慶名の 1 筆、地目畑、面積 510 m²。所有権移転による事務所及び駐車場の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農

地 0.1ha となっております。

整理番号 3 番 我部祖河の 1 筆、地目畑、面積 2,123 m²のうち 314.36 m²。所有権移転による一般住宅の申請となっております。こちらはうち面積での申請となっておりますが、許可後に分筆する予定です。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.4ha となっております。

整理番号 4 番 屋部の 1 筆、地目畑、面積 658 m²。所有権移転による駐車場、進入路、家庭菜園の申請となっております。こちらの申請ですが、すでに使用されているので始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.1ha となっております。

整理番号 5 番 屋部の 1 筆、地目田、面積 387 m²。所有権移転による建売住宅の申請となっております。こちらは事業計画変更の整理番号 2 番と同時申請となっております。当初の計画は一般住宅でしたが、資金不足のため計画を断念したとの事です。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.3ha となっております。

整理番号 6 番 屋部の 1 筆、地目畑、面積 2,105 m²。所有権移転による共同住宅の申請、農地区分は第 3 種農地となっております。 5 条の説明は以上となります。

議長 只今説明のありました議案第 70 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 68 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。整理番号 2 番、議案第 70 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 68 号の整理番号 2 番、議案第 70 号をすべて可と致します。議案第 71 号農用地利用集積計画の決定について。説明をお願い致します。

(議案第 71 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局長 令和 6 年 8 月 16 日付で名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定について依頼がございます。

譲渡人 6 名、譲受人 6 名。設定筆数 10 筆、面積計 27,935 m²となっております。詳細につきましては担当より説明がございます。

農地係 議案第 71 号農用地利用集積計画の意見決定について説明させていただきます。

整理番号 1 番 饒平名の 1 筆、10 年間の賃借権、予定作物カボチャ。新規 63 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 2 番、3 番、4 番、5 番 数久田の 4 筆、10 カ月の賃借権。予定作物牧草。新規 35 歳、農業専従者 3 名、農業補助者 1 名。それぞれ 150 日従事予定となっております。

整理番号 6 番 呉我の 1 筆、10 年間の使用貸借権、予定作物お茶。新規 71 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 7 番、8 番 我部の 2 筆、所有権移転。予定作物マンゴー。こちらは利用権の使用貸借権から所有権移転となっております。69 歳、農業補助者 1 名それぞれ 150 日従事予定となっております。

整理番号 9 番 喜瀬の 1 筆、こちらはうち面積の申請となっております。5 年間の賃借権。予定作物野菜。新規 54 歳、2 名でそれぞれ 150 日従事予定となっております。

整理番号 10 番 仲尾の 1 筆、10 年間の使用貸借権。予定作物野菜。再設定 68 歳、1 名にて 250 日従事予定となっております。説明以上となります。

議長 只今説明のありました議案第 71 号について何か質問はありますか。

議長 質疑がないようなので、議案第 71 号農用地利用集積計画の意見決定について申請通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 71 号はすべて可と致します。
議案第 72 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

(議案第 72 号 非農地証明願について)

事務局 整理番号 1 番 許田の 2 筆、面積合計 1,791 m²。非農地の事由は「当該申請地は、30 年ほど前より耕作されておらず山林化している。また名護市の土砂災害警戒区域内であり、進入路には土砂災害注意の看板が立てられている。農地としての利用は困難である」となっております。現地調査員の意見をお願い致します。

調査員 現地を確認したところ、申請地は山林化しており進入も困難な状況で、農地として復元、利用することは困難と感じました。

事務局 整理番号 2 番 久志の 4 筆、面積合計 1,095 m²。非農地事由は「当該申請地は、約 20 年以上前より耕作しておらず農地としての有効活用は困難である」となっております。調査員の意見をお願い致します。

調査員 はい。申請地は、ほとんど原野となっており全面的に農地として利用することは困難と感じました。ただ一部の土地については、それぞれ敷地の 3 分の 1 以下の部分でパインの作付けが確認できています。現地調査員および三役会議でも協議しましたが、申請地は用途の混在した土地で判断が困難なため、総会の審議に委ねたいと思います。

事務局 整理番号 3 番 宮里七丁目の 1 筆、面積 175 m²。非農地事由は「当該申請地は、国道 58 号線名護バイパス用地として収容された土地の残地である。また、袋地となっており進入が困難であり 20 年以上耕作されておらず農地としての有効活用は困難である」となっております。調査員の意見をお願い致します。

調査員 申請地は、国道 58 号線沿いにあり、近隣商業施設の駐車場に囲まれ原野化した土地でした。周辺状況を考慮し将来的に農地として利用することは困難と感じました。

事務局 整理番号 4 番 大北三丁目の 1 筆、面積 54 m²。非農地事由は「当該申請地は、20 年以上耕作されておらず山林化している。土地も盛り上がりお耕

作困難な土地である」となっております。調査員の意見をお願いします。

調査員 申請地は、原野化した高低差のある土地で農地として利用することは困難と感じました。

議長 只今説明のありました議案第 72 号について質疑はありませんか。

議長 整理番号 2 番ですが一部分は畑として利用されていますが皆さんいかがですか。

委員 一部分でも農地として利用しているのであれば非農地とはみなされないとと思います。

委員 5 筆ありますが非農地証明相当な筆と、そうでない筆があると思います。

事務局長 農地利用されている部分と原野化している部分の境界は高低差があるのですか。

事務局 傾斜地となっております。

議長 この案件は前例になると思います。一部分でも農地として利用されているので非農地として証明相当ではないとの意見がございますが、整理番号 2 番は不可とし、整理番号 1 番、3 番、4 番は可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 73 号農用地利用促進計画案に関する意見決定について。説明をお願いします。

(議案第 73 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

事務局長 議案第 73 号農用地利用促進計画(案)が出されております。詳細については担当より説明いたします。

農地係 農用地利用促進計画(案)に関する意見決定について
整理番号 1 番 呉我の畑 2 筆、個人から沖縄県農業振興公社へ 10 年間の

中間管理権、沖縄県農業振興公社から法人へ10年間の賃借権、予定作物は野菜となっております。こちら農地確認と受け手からの聴き取りに同席して頂いた委員に受け手の説明を行って頂きます。

委員 受け手の方は法人で農業に従事しノウハウを学んでいます。新規就農者としてご本人初めての経営農地となります。経営、出荷等も法人が全面サポートする予定です。今回の農地は遊休地で休耕地ですが、遊休地解消も法人がサポートする予定です。予定作物はインゲン、冬瓜、カボチャ、オクラ、キャベツ、ヘチマなど野菜が中心となっています。以上です。

議長 議案第73号について質問のある方はお願いします。なければそのまま可決といたしますが、よろしいですか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもって、第12回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(伊波貴)

伊波貴

署名委員(宮城政喜)

宮城政喜

